

## 司法修習生採用選考審査基準

令和5年8月30日 最高裁判所

司法修習生の採用選考における審査基準を下記のとおりとする。

### 記

- 1 次に掲げる者から司法修習生採用選考の申込みがあった場合には、2に該当するときを除き、司法修習生として採用する。
  - (1) 司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者（同法第4条第2項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の4月1日以降に法科大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）
  - (2) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「改正法」という。）による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は改正法附則第7条第1項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者
  - (3) 高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者
  - (4) 司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する<sup>せん</sup>銓衡委員会の<sup>せん</sup>銓衡を経た者
- 2 司法修習生採用選考申込者に次に掲げる事由があると認めるときは、これを不採用とする。
  - (1) 次のいずれかに該当すること。
    - ア 心身の故障により修習をすることが困難である者
    - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
    - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

エ 品位を辱める行状により、司法修習生たるに適しない者

オ ア又はエに準ずる事由がある者

(2) 司法修習生であった者が、次のいずれかに該当すること。

ア 成績不良（裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条第1項の試験の不合格を除く。）により修習をすることが困難である者

イ 修習の態度の著しい不良により、司法修習生たるに適しない者

ウ 裁判所法第67条第1項の試験に連続して3回合格しなかった者（再度司法試験法による司法試験に合格した者を除く。）。ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、裁判所法第67条第1項の試験の全部又は一部を受験することができなかった場合には、当該試験については、受験回数として数えないものとするができる。

エ ア又はイに準ずる事由がある者

(3) 司法修習生採用選考要項において定める手続を遵守しなかったこと。